○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町定方四九字瞽女谷森傍寄四から六まで、七の一、八の一から八の四まで、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一から一二の三まで、一三の一、一三の二、五〇字子ジ林窪奥クソ滝一、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四九字瞽女谷森傍寄八の二・五〇字子ジ林窪奥クソ滝二の一・三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町柿ケ原二字大谷口一の二、一の三、一六字口大谷一、二、三の一、三の二、一七字仲大谷一、二の一、二の二、三の一、四、一八字奥大谷一、二、一九字小林一から五まで、持越八字大谷口三の一、五の二、六の二、七から一一まで、四三字柳清水四の一から四の三まで、五、六、七の一、七の二、八、四四字下松尾一、二、三の一、三の二、四、五、四五字上松尾谷一の一、二の一、三、四六字小林一、二の一から二の四まで、三、四の一から四の三まで、四の五、四の六、五、六、八の一、四七字大谷一、二の一、三、四の一、五から七まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四七字大谷一・七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町白屋一〇号水無口一から四まで、五の六、五の七、一一号荒神一、一一から二一まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一〇号水無口一、二、一一号荒神一八から二〇まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県小浜市深谷三二号糀谷九、一〇、一三の一から一三の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県福井市大丹生町一一八字馳光岩一三の一から一三の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町西角間一一三字清蔵谷山七の一、七の三、七の五、八、一一、一二、一四の一、一四の二、一五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一一三字清蔵谷山七の三、一五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷一二二字阿寺山一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）